

令和2年度《所定疾患施設療養費》の公表について

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表します。

【算定要件等】

所定疾患施設療養費（Ⅰ）

- ①疾患、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。
- ②所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。

所定疾患施設療養費（Ⅱ）

- ①診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。
（協力医療機関と連携して行った検査等も含む。）
- ②所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
- ③医師が感染症対策に関する研修を受講していること。*介護給付費明細書に摘要欄に診療内容を記載することも必要となる。

【肺炎】

	件数	治療日数	検査	その他（投薬、治療等）
4月	3	20	血液検査 診察	メロペン、モダシン、マキシピーム
5月	0	0		
6月	0	0		
7月	0	0		
8月	0	0		
9月	3	21	血液検査 診察	メロペン、マキシピーム、ユナシン
10月	2	14	血液検査 診察	メロペン、マキシピーム、ユナシン
11月	1	7	血液検査 診察	メロペン、マキシピーム
12月	1	7	血液検査 診察	メロペン、マキシピーム
1月	0	0		
2月	1	6	血液検査 診察	メロペン
3月	1	7	血液検査 診察	メロペン、マキシピーム
合計	12件	82日		

【尿路感染症】

	件数	治療日数	検査	その他（投薬、治療等）
4月	3	17	血液検査 尿検査	メロペン、モダシン、ユナシン
5月	0	0		
6月	0	0		
7月	0	0		
8月	0	0		
9月	0	0		
10月	3	21	血液検査 尿検査	クラビット、ユナシン、マキシピーム
11月	0	0		
12月	1	7	血液検査 尿検査	メロペン、マキシピーム
1月	0	0		
2月	1	7	血液検査 尿検査	マキシピーム、ユナシン
3月	0	0		
合計	8件	52日		

【带状疱疹】

	件数	治療日数	検査	その他（投薬、治療等）
4月	0	0		
5月	0	0		
6月	0	0		
7月	0	0		
8月	0	0		
9月	0	0		
10月	0	0		
11月	0	0		
12月	0	0		
1月	0	0		
2月	0	0		
3月	0	0		
合計	0件	0日		